（事故由来廃棄物等の処分の業務に係る特別の教育）

第五十二条の八　（略）

2　作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。

3　安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（特例緊急作業に係る特別の教育）

第五十二条の九　（略）

2　作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。

3　安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（酸素欠乏症等防止規則の一部改正）

第十二条　酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別の教育） **第十二条**　（略） 2　（略） 3　法第四十二条第三項の作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前二項の業務に就くときは、第一項各号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の科目について、第一項に規定する教育を受けなければならない。 4　安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、前三項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。	（特別の教育） **第十二条**　（略） 2　（略） （新設） 3　安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第十三条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（実施義務） **第一条の十五**　（略） 2　（略） 3　指定外国検査機関は、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準又は法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格に従つて証明書作成の実施方法を定め、これに従つて公正に証明書作成の業務を行わなければならない。 4・5　（略）	（実施義務） **第一条の十五**　（略） 2　（略） 3　指定外国検査機関は、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準又は法第四十二条の一項の厚生労働大臣が定める規格に従つて証明書作成の実施方法を定め、これに従つて公正に証明書作成の業務を行わなければならない。 4・5　（略）